

# 池田さわやか公社と消費生活センターが移転します



## さわやかな風が吹く施設

市では旧NTT池田営業所ビルを借り上げ、「活力創出緊急施設再編整備計画」として施設の再編整備を進めています。まずは同ビルに池田さわやか公社と消費生活センターが移転し、2月7日(月)から業務を開始します。

市政トピックス

# 池田がわら版

愛称は「いけだ・さわやかビル」

本誌11月1日号で、旧NTT池田営業所ビルの愛称を募集したところ、19人の方から20点が寄せられました。この中から選ばれたのは、桑田洋太郎さん(畑3丁目)の「いけだ・さわやかビル」です。命名の理由は、「ビルの中で進める事業は、すべて池田市をさわやかにする事業ばかりです。市内にさわやかな風が吹くことを期待しています」です。皆さんもさわやかな風が吹く施設として、気軽にお立ち寄りください。

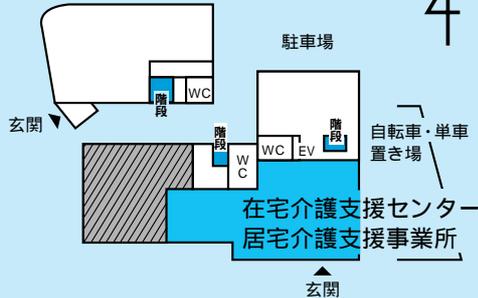
なお、同ビルの駐車場は狭いので、できるだけ公共交通機関などを利用してお越しください。

### 施設の案内

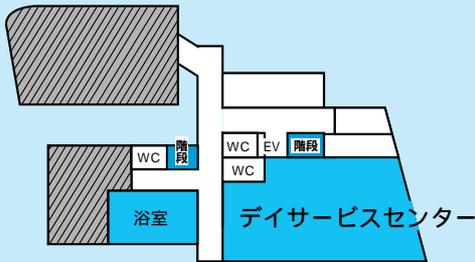
いずれの施設も開館時間や電話番号などの変更はありません。  
消費生活センター(☎53・5555)  
相談時間 午前10時～午後4時  
休館日 土・日曜日、祝休日  
移転に伴い、2月3日(木)～6日(日)は休館します。問い合わせは安心生活課(☎54・6230)。  
池田さわやか公社(☎54・6060)  
開館時間 午前9時～午後5時

### 施設などの配置図

【1階】



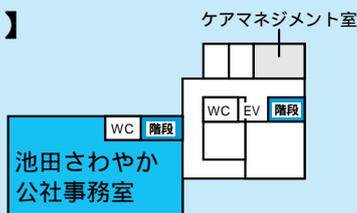
【2階】



【3階】



【4階】



はNTTの管理部分です。EVはエレベーター。

時15分 休館日 土・日曜日、祝休日

高齢者や障害者の介護について相談を受ける在宅介護支援センター(☎54・6789)では、相談のほか、福祉機器の展示も行っています。



概要版を差し上げます

いけだ子ども未来夢プラン

子育て支援のための池田市児童育成計画「いけだ子ども未来夢プラン」の概要版ができました。ご希望の方は、子育て課または各保育所などにお越しください。なお同プランの概要については、次号で紹介します。



問い合わせは同課（☎54・6262）へ

4月から変わります

国民健康保険料の計算方法

12年度（12年4月）から、国民健康保険料の所得割の基礎となる所得の基準年を、前々年から前年に変更します。また今回の変更に伴い、4月には1期から3期分まで（4～6月）の納付書（仮算定分）を、7月には4期から12期分まで（7～翌年3月）の納付書（本算定分）を送ります。さらに国民健康保険料のための所得申告書の提出時期も、9月から6月に変更になります。皆さんのご協力をお願いします。詳しくは下表をご覧ください。

今回の変更で、疑問に思われるような点をピックアップして、Q&A方式で紹介します。

Qなぜ仮算定を行うのですか

A国民健康保険料は、その年の前年中の所得をもとに計算しますが、4月にはまだ所得が確定されていないため、保険料が決定できません。所得が確定してから保険料を計算すると、納める回数が少なくなり、1回に納める金額が増えてしまいます。今までと同じ12回の納付にするため、仮に保険料を納める仮算定が必要になります。

などが原因で高くなることはあります。

Q今までは10月に保険料が軽減され、還付されていたのですが、これからはどうなりますか

A毎年軽減に該当し、還付されていた方には、最初（4月）から軽減された額で通知し、ほぼ同じ額を1年間納めてもらうこととなります。従って、保険料の還付はありません。

Q一括で納めるといくらか安くなる制度（前納報奨金制度）は仮算定保険料にもありますか

Aあります。仮算定保険料では、1期から3期分までの保険料を4月30日までに前納した場合に前納報奨金が交付されます。また4期から12期分までの保険料も、7月31日までに前納すると報奨金が交付されます。

Q6月までに資格喪失しても、7月（4期）以降に保険料がかかるって本当ですか

Aその通りです。資格喪失時に保険料の精算をしますが、それは仮の精算です。7月の本算定で決定した精算額が仮の精算額より多い場合、7月以降に納付書が送付されます。

問い合わせは保険年金課（☎54・6253）へ

【12年度からの保険料の計算方法】

4月に通知

仮算定保険料		
1期(4月)	2期(5月)	3期(6月)

前年度の保険料を基に仮計算します

【計算方法】

- ①所得割 = 前々年中の所得
- ②均等割 = 加入者数 × 均等割額
- ③平等割 = 平等割額
- ④保険料 = ① + ② + ③で算出した金額の12分の3期分

【軽減】

前年度に軽減に該当していた場合は、軽減を考慮した額になります

7月に通知

本算定保険料											
4期(7月)	5期(8月)	6期(9月)	7期(10月)	8期(11月)	9期(12月)	10期(1月)	11期(2月)	12期(3月)			

年間保険料額の決定

決定した年間保険料額から、既に計算済みの仮算定保険料（1～3期分）を差し引いた額を、7月（4期）から翌年の3月（12期）までに割り振ります

【計算方法】

- A所得割 = 前年中の所得
- B均等割 = 加入者数 × 均等割額
- C平等割 = 平等割額
- D保険料 = (A) + (B) + (C) - 仮算定保険料（1～3期分）

【軽減】

前年中の所得で軽減判定